

道路使用許可事務取扱要領の制定について（例規通達）

昭和62年 3 月 24 日

本部（交規）第19号

[沿革] 平成10年 3 月本部（交規）第 7 号、12年 1 月第 2 号、17年 5 月本部（機改）第29号、19年 7 月本部（交規）第43号、27年 7 月第40号、28年 3 月本部（警務）第12号、29年 7 月本部（交規）第26号、30年12月第32号、令和元年10月本部（警務）第28号、3年 3 月第19号、7年12月本部（交規）第63号改正

道路使用許可事務の取扱いについては、特に基準を設定せず運用してきたところであるが、この度道路交通法の一部改正による、交通安全活動推進センターの設置に伴い、別添のとおり道路使用許可事務取扱要領を制定し、昭和62年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路使用の許可（以下「許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第 2 許可の対象

許可の対象は、法第77条第 1 項各号に掲げる行為で、次のものとする。

1 第 1 号に該当するもの

- (1) 道路の新設、維持、修繕、清掃及び改良等の工事又は作業（以下「道路工事」という。）
- (2) 水道管、下水道管、ガス管、電線、電話線、ケーブル等を地下に埋設し、又はその保守管理等を行う工事又は作業（これらのものを収容する共同溝、ケーブル・ボックス等を埋設し、又はその保守管理等を行う場合を含む。）（以下「管路埋設工事」という。）
- (3) 路面電車軌道の新設、維持、修繕及び改良の工事又は作業（以下「軌道工事」という。）
- (4) 地下鉄工事、地下道工事、地下街の工事その他これに類する工事又は作業（以下「地下鉄等工事」という。）
- (5) こ道（線）橋等の架設、改良及び修理に伴う工事又は作業（以下「こ道橋工事」という。）
- (6) 電気、電話、有線放送、CATV、電車等の架空線及びその付属物の設置及び保守管理に伴う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
- (7) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業、マンホール内の点検、補修等の作業その他道路の地下における工事又は作業（以下「マンホール作業」という。）

- (8) 道路上空においてつり足場、ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業（以下「ゴンドラ作業」という。）
- (9) 道路において採血、レントゲン撮影、測量、測定等を行う作業及び移動入浴車等を使用しての入浴作業（以下「測量等作業」という。）
- (10) 道路外で行う工事又は作業の一部が道路に及ぶもの又は交通の妨害となるような方法で工事又は作業の資器材等を搬出入するもの（以下「搬出入等作業」という。）
- (11) その他道路を使用して行う工事又は作業

2 第2号に該当するもの

- (1) 石碑、銅像、広告塔、飾り塔等の設置
- (2) アーチの設置
- (3) 舞台、やぐら等の設置
- (4) 建築作業用工作物の設置
- (5) 立看板、掲示板、その他の広告板の設置
- (6) のぼり、小旗、提灯、造花、飾灯その他の飾り付けの設置
- (7) その他前記(1)～(6)に類するもの

3 第3号に該当するもの

- (1) 露店（簡易な施設を設け又は屋外の特定の場所を使用して物品を販売し又は飲食を提供するものをいう。）
- (2) 屋台店（簡単に移動できる施設で飲食を提供するものをいう。）
- (3) 靴磨き、靴修理、大道占いその他簡易な施設を設け役務を提供するもの
- (4) 商店が臨時に出す商品の陳列台
- (5) その他前記(1)～(4)に類するもの

4 第4号に該当するもの

次に掲げるもので、新潟県公安委員会が法第77条第1項第4号の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

- (1) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典その他これに類する催し物を行うこと。
- (2) 道路においてロケーション、撮影会又は街頭録音会等を行うこと。
- (3) 道路において競技会、仮装行列、パレード等を行うこと。
- (4) 道路に人が集まるような方法で演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送を行うこと。
- (5) 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路において旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝を行うこと。
- (7) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 道路において人が集まるような方法で寄付を募集し、若しくは署名を求め、又

は物を販売若しくは交付をすること。

(9) 道路において集団行進をすること。

(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

第3 許可申請者

許可を申請する者は、次のとおりとする。

- 1 法第77条第1項第1号に掲げる行為の許可の申請者は、工事等を行おうとする者又は当該工事等の請負人であつて、当該工事等の全般について管理しているものとする。ただし、これらの者が法人の場合はその代表者とする。
- 2 同項第2号ないし第4号に掲げる行為の許可の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

第4 申請の受付

1 事前相談の取扱い

許可の申請をしようとする者から申請手続き、申請書の記載要領、添付書類その他許可に関する相談、問合せがあつた場合には、懇切に応じなければならない。

2 申請書の提出先

(1) 申請書の提出先

申請書の提出は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）に対し行うものとする。

(2) 提出先の特例

ア 二以上の署長等の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為（道路管理者から協議があつた場合を含む。）に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する二以上の署長等の管轄にわたるときは、原則として出発地又は主たる場所を管轄する署長等に対して行うものとする。

イ 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為が二以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する署長等に対して行うものとする。この場合、当該許可に係る行為が他県から及ぶ場合は、原則として、最初に入県することとなる場所を管轄する署長等に対して行うものとする。

ウ 公安条例と競合する場合

公安条例の対象となる行為が、同時に道路使用許可の対象とされている場合においては、当該行為についての公安条例に基づく申請書に法施行規則第10条第1項各号に掲げる事項が記載されているときは、公安条例に基づく申請書の提出をもつて道路使用許可申請書の提出があつたものとみなす。

3 提出書類

(1) 申請書の様式

申請書の様式は、法施行規則第10条第2項の別記様式第6とする。

(2) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は2通とする。ただし、本部長に対してりん議するものについては3通提出させることができる。

(3) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、簡易な道路使用については、その一部を省略することができる。

ア 1号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る工事等の場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工事等の場所及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該工事等の範囲を明示した見取図及び道路断面図
- (エ) 当該工事等の方法、形態を具体的に説明する資料
- (オ) 当該工事等を行う道路及びその周辺道路の状況及び交通量調査結果を記した書面
- (カ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

イ 2号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る工作物の設置をしようとする場所の位置図
- (イ) 当該申請に係る工作物の設置の状況を示す見取図（平面図、正面図、側面図）
- (ウ) 設置しようとする工作物の設計書及び図面
- (エ) 当該工作物を設置する工事を行う道路及びその周辺道路の状況及び交通量調査結果を記した書面
- (オ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書若しくは確認書又はその写し

ウ 3号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出す場所及びその周辺の見取図
- (イ) 露店等の形態を記載した図面

エ 4号に掲げる行為

- (ア) 当該申請に係る道路使用の計画書
- (イ) 当該申請に係る道路使用の対象となる道路及びその周辺の見取図
- (ウ) 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面

4 申請書の受理

署長等は、申請書の提出を受けたときは、次の事項について慎重に点検を行い、所定の様式で内容を具備している場合は、これを受理するとともに、別記様式第2号の「道路使用許可台帳」に必要事項を記載するものとする。

- (1) 申請者は、当該許可行為について実質的責任者であるか。
- (2) 申請内容は、許可対象行為であるか。
- (3) 申請書は、所定の様式を使用しているか。
- (4) 申請書の記載事項は、充足しているか。
- (5) 道路使用の目的、場所、区間、経路等が適切であるか。

(6) 当該申請に必要な添付書類が具備されているか。

5 関係者との協議

(1) 二以上の署長等の管轄にわたる場合

署長等は、道路使用許可申請を受理した場合において、当該許可を要する行為に係る場所が他の署長等の管轄にわたるときは、当該関係署長等に協議しなければならない。

(2) 二以上の公安委員会の管轄にわたる場合

署長等は、道路使用許可申請を受理した場合において、当該許可を要する行為に係る場所が他の公安委員会の管理に属する署長等の管轄にわたるときは、当該関係署長等に協議しなければならない。

第5 許可の審査

1 許可の審査基準

署長等は、道路使用の許可をしようとするときは、別に定める許可の判断基準により、法第77条第2項各号のいずれかに該当するかどうかを審査しなければならない。

2 許可の期間及び件数の基準

許可の期間及び件数の基準は、別表第1の「許可の期間及び件数に関する基準」のとおりとする。

3 本部長に対するりん議

署長等は、次に定める許可対象事項の許可については、別記様式第1号の「道路使用許可等について（りん議）」により事前に本部長にりん議するものとする。

(1) 主要幹線道路（高速道路、自動車専用道路を除く。）、繁華街の道路等交通頻繁な道路における工事等で交通上の影響が著しいもの若しくは交通規制を伴うもので著しく交通の妨害となるおそれのあるもの

(2) 高速道路及び自動車専用道路における通行禁止を必要とする工事及び二車線以上を占用しての工事

(3) アークード、上空通路の新設又は改造

(4) 規模の大きいパレード、駅伝、マラソン、サイクル・ロードレース、ラリー及び二署以上にわたって通行の禁止、制限等を伴う社会的影響の大きい行為並びに二以上の公安委員会の管轄にわたる行為

4 条件の付与

署長等は、道路使用の許可の申請があった場合において、法第77条第3項の規定により必要な条件を付することができる。ただし、付する条件は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要最小限度のものに限り、いやしくも申請者に過重な負担を強いるものであってはならない。

5 一部不許可処分又は不許可処分

署長等は、道路使用の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、一部不許可処分又は不許可処分を行うことができる。この場合、後日審査請求及び取消し訴訟が提起される場合に備えて、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 許可証の交付

1 許可証の作成

許可証の作成は、次によるものとする。

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び押印により作成する。
- (2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証と割印又は契印する。
- (3) 許可証には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条の規定に基づく教示事項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定に基づく教示事項を必ず記載する。

2 許可証の交付

許可証の交付は、次によるものとする。

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証を交付するときは、別記様式第2号の2の「道路使用許可交付確認簿」の交付確認欄に交付を受ける者から受領印又は署名を徴し（許可証を電子交付（電子情報処理組織を使用して行われる交付をいう。以下同じ。）するときは、道路使用許可事務担当者が「電子交付」等と記載し）、処理のてん末を明らかにする。
- (3) 許可証を交付した許可が、他の署長等の管轄にわたるときは、許可証等の写しを当該関係署長等に送付する。

3 許可証の再交付

法第78条第5項に規定する許可証の申請を受理したときは、次によるものとする。

- (1) 再交付の申請は、法施行規則第12条の別記様式第8及び当該許可証を提出して行うものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該許可証を提出することを要しない。
- (2) 再交付の申請を受けたときは、署長等は審査の上、許可証を再交付するものとする。

第7 法第80条の規定による道路管理者からの協議

法第80条の規定による道路管理者からの協議は、次によるものとする。

- 1 署長等は、道路管理者から法第80条の規定による協議を受けたときは、当該工事等の時期、方法並びに工事等を行う場合における道路交通に対する措置について検討し、必要な意見を付して別記様式第3号の「道路交通法第80条第1項による協議の回答書」により回答すること。
- 2 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、文書による協議に要する期間内に終了する工事等又は工事等の一部であつて文書による協議に要する期間内に行われるものに限り口頭による協議を受理し回答を行うことができる。

第8 手数料の徴収

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号。以下「手数料条例」という。）の規定による手数料の徴収の手続は、次によるものとする。

- 1 手数料は、手数料条例第12条第1項及び新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成15年新潟県規則第92号）に規定する手数料

を免除する者でない限り、当該許可の申請時において、1件ごとに申請者から徴収するものとする。

- 2 申請者から申請の撤回があった場合においても、納付された手数料は返還しないものとする。

第9 許可証の記載事項変更届出の受理

法第78条第4項に規定する許可証の記載事項変更の手続は、次によるものとする。

- 1 許可証の記載事項の変更の届出は、法施行規則第11条の別記様式第7及び当該許可証を提出して行うものとする。
- 2 署長等は、許可証の交付を受けた者から当該許可証の記載事項の変更の届出を受理した場合は、許可の同一性が認められるものかどうか、次の事項を審査しなければならない。
 - (1) 許可の申請者
 - (2) 許可に係る道路使用の範囲、方法
 - (3) 許可に係る日時の道路又は交通の状況
- 3 署長等は、前記1により審査した結果、許可の同一性が認められる場合には、当該許可証に変更に係る事項を記載し、余白に変更年月日を記載の上、変更箇所を公印を押印して交付するものとし、同一性が認められない場合には、新たに許可の申請を行わなければならないことを指導すること。

第10 許可条件等の変更

法第77条第4項に規定する許可条件の変更等の手続及び法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更の手続は、次によるものとする。

- 1 法第77条第4項に規定する許可条件の変更の手続
署長等は、許可条件を変更し又は新たに条件を付する特別の必要が生じたときは、その理由及び条件の内容を明示した別記様式第4号の「道路使用許可の条件変更通知書」を申請者に交付するとともに、道路使用許可台帳にその経緯を記載する。この場合において、当該許可が道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、別記様式第5号の「道路使用許可の条件変更連絡書」を道路管理者に送付すること。
- 2 法第80条の規定による道路管理者からの協議を受けた場合における協議内容の変更の手続
署長等は、協議成立後において協議内容を変更する必要が生じたときは、道路管理者に対し、速やかに別記様式第6号の「道路工事等協議事項変更通知書」により通知するとともに、変更に係る事項について再協議すること。

第11 許可の取消し等

法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止の手続及び法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見の撤回の手続は、次によるものとする。

- 1 法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止の手続
 - (1) 署長等は、許可条件に違反した場合又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合において、その許可を取消

し、又はその許可の効力を停止しようとするときは、許可条件に違反した者に対しては、別記様式第7号の「弁明通知書」を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から当該許可条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成して、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこと。

- (2) 許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係る者に対し別記様式第8号の「道路使用許可の取消し・効力の停止通知書」を交付するとともに、既に交付した許可証を返納（当該許可証が電子交付されたものである場合は、当該許可証を消去（当該許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去することをいう。））させること。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式第9号の「道路使用許可の取消し・効力の停止連絡書」を速やかに道路管理者に送付すること。
- (3) 許可の効力の停止の期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない特別の理由が解消するまでに要する期間とする。

2 法第80条の規定による道路管理者からの協議に対する意見の撤回の手続

署長等は、道路管理者が行う道路の維持、修繕その他の管理のための工事又は作業のうち既に協議済みのものについて、道路管理者が協議内容に違反した場合においては、前記1に準じて当該道路管理者からの弁明を聴取し、写真又は見取図により違反の状態を明らかにした報告書を作成して、別記様式第10号の「道路工事等協議済みの意思表示の撤回通知書」を交付すること。

第12 道路使用許可判断要素の調査

署長等は、道路使用許可申請を受理したときは、許可判断に必要な事項について、次により調査しなければならない。

- (1) 道路使用形態の適否
- (2) 他の道路使用許可との競合有無
- (3) 必要な許可条件
- (4) う回路の状況
- (5) 交通量

第13 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

1 許可事項及び許可条件の遵守状況の調査、確認

署長等は、許可した道路使用の許可事項及び許可条件の遵守状況について、次により調査、確認しなければならない。

- (1) 当該許可に係る道路使用の場所及び区間の遵守状況
- (2) 当該許可に係る道路使用の期間及び時間の遵守状況
- (3) 当該許可に係る道路使用の方法及び形態
- (4) 現場責任体制
- (5) 保安施設の状況

- (6) 歩行者及び車両を安全かつ円滑に誘導するための措置
- (7) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃状況
- (8) その他当該許可に付した条件の遵守状況

2 署長等の措置

署長等は、前記1の事項に関し調査、確認を行った結果、許可条件違反、法令違反等を認めた場合には、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するために必要な措置をとること。

第14 原状回復状況の調査、確認

1 原状回復状況の調査、確認

署長等は、法第77条第7項の規定により許可を受けた者が講じなければならないとされている道路の原状回復措置について、その状況を調査、確認しなければならない。

2 調査、確認しなければならない事項

署長等が調査、確認を行わなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 路面の回復状況
- (2) 信号機・標識・標示の維持復旧状況
- (3) 資器材の撤去状況
- (4) 清掃整備状況
- (5) その他道路における交通の危険の回復状況

3 署長等の措置

署長等は、前記2の事項に関し調査、確認を行った結果、原状回復措置がとられていない場合又は不十分で交通の安全と円滑に支障があると認める場合は、道路における危険を防止し又は交通の妨害を排除するため、必要な措置をとること。

第15 道路使用許可に関する資料の整理、保管及び情報提供

1 道路使用許可台帳及び協議台帳

署長等は、法第77条第1項の規定により許可を行ったとき及び前記第6の2の(3)による許可証等の写しの送付を受けたときは「道路使用許可台帳」に、法第80条の規定により道路管理者と協議を行ったときは別記様式第11号の「協議台帳」にそれぞれ必要事項を記載して、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 資料の整理、保管

署長等は、道路使用許可に関する次に掲げる資料を整理し、保管しなければならない。

- (1) 道路使用箇所を記載した図面
- (2) 許可に係る行為により交通規制を実施する箇所を示す道路の障害図
- (3) 交通量の調査結果に関する資料

3 情報の提供

署長等は、道路使用許可に関する交通規制、その他一般の交通に支障を及ぼすような工事等について必要な情報を積極的に提供しなければならない。

第16 関係者からの協議の受理及び取扱い

1 他の署長等からの協議

署長等は、他の署長等から自所属の管轄にわたる道路使用許可行為に関する協議を受けたときは、必要な調査をし、許可の条件その他の意見を付して当該署長等に回答する。

2 道路法第32条第5項の規定による道路管理者からの協議

署長等は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る行為の審査を行い許可の適否及び必要な条件を別記様式第12号の「道路法第32条第5項による協議の回答書」により当該道路管理者に回答する。

3 公安条例と競合する場合の公安委員会からの協議

署長は、公安委員会から公安条例による届出が必要とされる行為と競合する道路使用許可行為に関する協議を受けたときは、当該協議に係る行為の審査を行い許可の適否及び必要な条件を当該公安委員会に回答する。

第17 業務の委託

1 交通安全活動推進センターへの委託

(1) 署長は、道路使用許可に関し次の事項を新潟県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に委託することができる。

ア 道路使用許可判断要素の調査

イ 道路使用許可事項及び条件の遵守状況の調査、確認

ウ 原状回復状況の調査、確認

(2) センターに委託する業務に関する委託業務実施要領は、別に定めるものとする。

2 署長の措置

署長は、前記1によりセンターに業務を委託した場合において、センターの調査結果に基づき、必要な場合には申請者又は許可を受けた者から事情を聴取し、許可若しくは不許可を判断し、又は許可に必要な条件を付するほか、道路における危険を防止し又は交通の妨害を排除するために必要な措置をとるものとする。

第18 道路工事又は作業の事前調整

1 署長等は、道路における交通の安全と円滑及び道路使用の適正化を図るため、大規模な道路工事等その他著しく交通の妨げとなる道路使用を事前に調整しなければならない。

2 前記1の調整を行うため、道路における工事等を定期的に又は頻繁に行う公益事業者、道路管理者、建設業者、鉄道等の建設業者等及びマラソン、ラリー、パレード等大規模な道路使用を定期的に行う者を構成員とする道路使用調整会議を設置するものとする。

3 道路使用調整会議は、定期的に開催し、当面の道路使用調整のほか、道路使用の方法、安全対策の指導等を行い、道路使用の適正化と交通の安全と円滑を図るものとする。

4 交通規制課長は、警察署の道路使用調整会議を補完し、広域的な道路使用の適正化を図るため、必要に応じ広域にわたる道路使用者を構成員とする道路使用調整連絡会議を設置し、道路使用の調整を行うものとする。

第19 報告

1 署長等は、許可の取消し若しくはその効力の停止又は法第80条の規定による道路

管理者からの協議に対する意見の撤回をしようとするときは、別記様式第13号の「道路使用許可の取消し・効力の停止処分結果報告書」により、速やかに本部長に報告（交通規制課長経由。以下同じ。）すること。

- 2 署長等は、毎月ごとに許可事務の処理状況について、別記様式第14号の「道路使用許可取扱状況報告書」により報告すること。
- 3 署長等は、許可をした現場において交通事故（人身事故）が発生したときは、別記様式第15号の「道路使用許可現場における交通事故発生報告書」により、速やかに報告すること。